

肝炎対策基本法制定を求める意見書

1. わが国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され（総人口の約3%）、国内最大の感染症として抜本的な対策が求められています。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与及び針・筒連続使用の集団予防接種等の医療行為によって肝炎ウイルスに感染しました。その中には、医療・薬務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれており、まさに「医原病」といえます。
肝炎患者の中には、肝炎になっていることに気付かず、治療を受けていない人や働けないため、生活に困っている人もあり、肝炎の患者が健康で安心して生きていくためには、検査・治療体制の整備、医療費助成や生活支援などの対策が必要であると考えます。
2. B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝ガンに移行する危険性の高い深刻な病気で、肝臓は「沈黙の臓器」といわれ自覚症状が出にくいことから、早期発見がより重要であり、適切な時期にインターフェロン等によって根治できれば肝硬変、肝ガンへの移行を予防することが可能な疾患です。肝硬変・肝ガンの年間死亡者数は4万人を超え（1日に、120人とされています）、その9割以上がB型、C型肝炎ウイルスに起因しています。また、すでに肝硬変・肝ガンに進展した患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面しています。
3. 平成20年度から、国の「新しい肝炎総合対策」（7カ年計画）がスタートし、医療費助成や検査・治療体制の整備、正しい知識の普及、研究の促進など総合的な対策を取り組んでいましたが、法律の裏付けがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じています。適切なウイルス肝炎対策を、全国的規模で推進するためには、肝炎対策に係る「基本理念」や、国や地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要です。
特に、島根県は、人口あたりのC型肝炎の感染者の割合が、全国第3位という結果も報告されており（平成18年度節目検診、全国平均0.6%・島根県1%）、救済の必要性が、より高いと考えます。
このような情勢の下、与野党が、国民（肝炎患者）の立場に思いを致され、早急に協議を始め、一日も早く、よりよい法律を制定されることを、強く望みます。
4. そこで、国においては、全てのウイルス肝炎患者救済のため、下記事項について緊急に施策を講ずるよう強く要望します。

記

ウイルス肝炎対策を全国的規模で等しく推進するために、肝炎対策のための基本法を早期に成立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年（2009）6月23日

出雲市議会